

半 期 報 告 書

(第5期中) 自 平成 18 年 4 月 1 日
至 平成 18 年 9 月 30 日



(501012)

第5期中（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそな銀行

目 次

	頁
第5期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	36
3 【対処すべき課題】	36
4 【経営上の重要な契約等】	37
5 【研究開発活動】	38
第3 【設備の状況】	39
1 【主要な設備の状況】	39
2 【設備の新設、除却等の計画】	39
第4 【提出会社の状況】	40
1 【株式等の状況】	40
(1) 【株式の総数等】	40
(2) 【新株予約権等の状況】	49
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	49
(4) 【大株主の状況】	49
(5) 【議決権の状況】	51
2 【株価の推移】	52
3 【役員の状況】	52
第5 【経理の状況】	53
1 【中間連結財務諸表等】	54
(1) 【中間連結財務諸表】	54
① 【中間連結貸借対照表】	54
② 【中間連結損益計算書】	57
③ 【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】	58
④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	60
(2) 【その他】	109

	頁
2 【中間財務諸表等】	110
(1) 【中間財務諸表】	110
① 【中間貸借対照表】	110
② 【中間損益計算書】	113
③ 【中間株主資本等変動計算書】	114
(2) 【その他】	137
第6 【提出会社の参考情報】	138
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	139
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成18年12月26日

【中間会計期間】 第5期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社りそな銀行

【英訳名】 Resona Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野村正朗

【本店の所在の場所】 大阪府中央区備後町二丁目2番1号

【電話番号】 大阪(06)6271-1221番(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理室担当 東 和 浩

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3287-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理室グループリーダー 大橋寛之

【縦覧に供する場所】 該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	399,605	376,334	402,015	813,820	755,391
うち連結信託報酬	百万円	3,013	3,908	3,756	7,297	7,575
連結経常利益	百万円	194,215	136,755	147,985	312,550	276,599
連結中間純利益	百万円	163,019	136,101	385,622	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	304,453	314,386
連結純資産額	百万円	978,986	1,083,115	1,514,121	1,096,294	1,255,393
連結総資産額	百万円	31,222,436	31,350,927	27,311,831	31,624,436	28,247,691
1株当たり純資産額	円	△48.94	△45.56	△36.07	△45.13	△39.74
1株当たり中間純利益	円	4.97	4.10	12.12	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	9.25	9.57
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	2.19	1.95	7.14	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	3.53	4.52
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.27	9.09	11.20	8.83	9.08
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△184,347	△379,565	△913,161	△331,430	△575,824
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△469,318	△766,504	541,618	513,831	△365,127
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	21,069	10,594	△156,477	79,821	△451,104
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	1,448,134	1,207,494	432,247	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	2,342,917	960,248
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	10,778 [8,153]	8,043 [6,790]	8,388 [6,931]	10,360 [8,368]	8,047 [6,933]
信託財産額	百万円	1,600,942	1,433,760	1,501,849	1,534,845	1,495,298

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国内基準を採用しております。
- 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	370,908	345,835	400,646	753,207	712,658
うち信託報酬	百万円	3,013	3,908	3,756	7,297	7,575
経常利益	百万円	172,524	122,245	143,444	236,431	254,570
中間純利益	百万円	157,241	135,638	386,757	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	311,455	317,328
資本金	百万円	279,928	279,928	279,928	279,928	279,928
発行済株式総数	千株	普通株式 30,819,722 甲種第一回 優先株式 5,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 146 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,819,735 甲種第一回 優先株式 5,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 145 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,843,933 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 120 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,819,722 甲種第一回 優先株式 5,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 146 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,843,933 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 120 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000
純資産額	百万円	959,381	1,076,817	1,368,631	1,088,443	1,252,323
総資産額	百万円	27,965,485	28,205,337	27,373,578	28,311,025	28,336,485
預金残高	百万円	19,548,501	19,366,784	18,913,640	19,832,385	19,616,086
貸出金残高	百万円	17,883,738	17,346,797	17,974,837	17,551,865	17,993,501
有価証券残高	百万円	5,976,696	5,958,529	5,059,070	5,104,791	5,657,135

回次		第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
1株当たり配当額	円	普通株式	普通株式	(予定額) 普通株式	普通株式	普通株式
		0.662	1.90	3.10	6.10	8.4
		甲種第一回 優先株式	甲種第一回 優先株式		甲種第一回 優先株式	甲種第一回 優先株式
		12.375	4.635		24.75	4.635
		乙種第一回 優先株式	乙種第一回 優先株式	乙種第一回 優先株式	乙種第一回 優先株式	乙種第一回 優先株式
		3.18	3.18	3.18	6.36	6.36
		丁種第一回 優先株式	丁種第一回 優先株式	丁種第一回 優先株式	丁種第一回 優先株式	丁種第一回 優先株式
		5.00	5.00	5.00	10.00	10.00
		戊種第一回 優先株式	戊種第一回 優先株式	戊種第一回 優先株式	戊種第一回 優先株式	戊種第一回 優先株式
		7.19	7.19	7.19	14.38	14.38
		己種第一回 優先株式	己種第一回 優先株式	己種第一回 優先株式	己種第一回 優先株式	己種第一回 優先株式
		9.25	9.25	9.25	18.50	18.50
		第1種第一回 優先株式	第1種第一回 優先株式	第1種第一回 優先株式	第1種第一回 優先株式	第1種第一回 優先株式
		0.1295	0.1305	0.18	0.259	0.261
		第2種第一回 優先株式	第2種第一回 優先株式	第2種第一回 優先株式	第2種第一回 優先株式	第2種第一回 優先株式
		0.1295	0.1305	0.18	0.259	0.261
第3種第一回 優先株式	第3種第一回 優先株式	第3種第一回 優先株式	第3種第一回 優先株式	第3種第一回 優先株式		
0.1295	0.1305	0.18	0.259	0.261		
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.88	9.85	11.13	9.62	8.99
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,044 [5,754]	7,644 [6,711]	8,162 [6,912]	7,709 [5,946]	7,822 [6,916]
信託財産額	百万円	1,600,942	1,433,760	1,501,849	1,534,845	1,495,298
信託勘定貸出金残高	百万円	218,564	190,963	162,432	205,527	174,418
信託勘定有価証券残高	百万円	50,973	0	0	50,973	0

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 第5期中の1株当たり中間配当額(中間配当基準日：平成18年12月31日)については、予定額を記載しております。

なお、確定額は平成19年1月以降の取締役会にて決議の予定であります。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間におきましては、海外SPCなど5社の清算が完了し、連結の範囲より除外しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次の通りであります。

あさひ銀リテールファイナンス株式会社、Resona Preferred Capital(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)6 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)6 Limited

この他、当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	8,388 [6,931]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員7,180人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	8,162 [6,912]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、受入出向者及び海外の現地採用者を含み、出向者、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
なお、嘱託及び臨時従業員は7,160人であります。また、取締役を兼務しない執行役員24名も含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当社の従業員組合は、りそな銀行従業員組合と称し、組合員数は7,752人(出向者を含む)であります。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の世界経済は、BRICsや新興国など地域的な広がりをもって、高成長が持続しました。米国では、住宅投資が大幅に減少したことで、潜在成長率を下回る成長となりましたが、個人消費や設備投資が底固く、経済の下支えとなりました。アジアでは、中国が段階的に金融引き締めをするなど、景気過熱抑制策をとりましたが、影響は限定的で拡大を続けました。

わが国経済は、前連結会計年度と比較しテンポは鈍化したものの、回復基調を辿りました。企業収益は高水準となりました。設備・雇用の不足感は強く、企業は、潤沢な資金を背景に設備投資・雇用に前向きとなりました。また、海外経済の拡大を背景に、輸出の増勢が続きました。一方で、企業は慎重さも崩しておらず、雇用者所得の伸びが限定的に留まったことや天候不順の影響が重なり、夏場以降の消費は冴えないものとなりました。国内企業物価は原油価格高騰の影響を受けて上昇傾向を辿りました。消費者物価(全国、除く生鮮食品)は8月の基準年次改定により遡及して下方改訂されましたが、新基準でもプラス基調で推移しました。

金融資本市場に目を転じると、日本銀行は経済・物価情勢を踏まえ、7月におよそ5年ぶりにゼロ金利を解除、無担保コール翌日物金利の誘導水準を0.25%引き上げました。短期金利は利上げの前に上昇基調を辿りましたが、利上げ後は落ち着いた動きとなりました。長期金利(新発10年国債市場利回り)は海外金利の上昇や連続的な利上げ観測の高まりを受け、5月に2%台まで上昇しましたが、7月のゼロ金利解除後は、米国景気の減速や消費者物価の下方改訂に伴う追加利上げ観測の後退を材料に、低下基調を辿りました。株式市場は世界的な株価下落を受け、6月には日経平均が1万4,000円台前半まで下落したものの、実体経済の緩やかな回復を反映し、期末にかけて1万6,000円台を回復しました。円対ドルレートは、米国の経常赤字に焦点が当たり、一時的に110円割れとなるドル安が進行する場面も見られましたが、概ね115円～118円のレンジ内での推移となりました。

(経営方針)

このような金融経済環境のもと、当社は、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却による「事業の選択と集中」と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革である「業務運営の変革」に積極的に取組んでまいりました。具体的には、「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」を差別化の3大戦略として展開するとともに、これらを支える基礎となる「サービス改革」を柱にあらゆる改革を進めてまいりました。また、平成18年2月には、こうした差別化戦略を徹底することにより存在感ある金融サービスグループを創るという思いを込め、「新しいクオリティへ、新しいスピードで。」というブランドスローガンを掲げました。

さらに、平成18年11月には新たな「経営の健全化のための計画」を公表いたしました。今後は、この計画に基づいた様々な改革を更に加速することで、差別化された経営の確立を図り、選ばれる金融サービス企業を目指してまいります。

- ・地域運営の徹底

「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指すりそなグループにとって、地域のお客さまとのリレーションシップの向上を大きな経営課題と考えております。こうした考えを踏まえ、当社では、お客さまに一番近い営業現場が「お客さま発・地域発」の活動を行う「地域運営」を営業の組織運営の基本とし、お客さまのニーズに迅速にお応えできる仕組みを整えてまいりました。

すでに地域単位でのネットワーク作りやアライアンス構築等の様々な成果が出ており、今後も、各地域責任者を中心として、地域特性やマーケットポジションに応じた選択と集中を更に加速させるとともに、地域のお客さまとのコラボレーションを展開し、新たなマーケットや収益機会を創出してまいります。

- ・アライアンスの拡充

強みのある5大ビジネス分野（「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」）に経営資源を集中する一方で、クレディセゾン(クレジットカード)、野村証券(証券仲介)など業界トップクラスの企業等とのアライアンスを通じて、お客さま本位かつ競争力のある商品・サービスを提供する戦略をとっております。今後も、こうしたアライアンス戦略の拡充により、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。

- ・オペレーション改革の推進

リテール分野に経営資源を集中していくなかで、引き続き、迅速で正確なサービス提供によるお客さま利便性の向上と、ローコストでの運営体制を両立させるオペレーション改革を進めてまいります。また、事務プロセスを極小化するための改革を進め、お客さまからの信頼を高めるための事務品質の向上に努めてまいります。

- ・サービス改革の追求

当社は銀行業からサービス業への進化に向けて、お客さまを深く理解し、お客さまの立場にたって発想することを原点として、旧来の常識にとらわれない業務・意識改革を行っております。今後も、お客さまに軸足を置いた改革を進めるとともに、商品・サービスの更なる品質向上とお客さまの期待を超える提案のできる人材の育成に努めてまいります。

(業績)

当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は27兆3,118億円と前連結会計年度末比9,358億円減少いたしました。

資産では、コールローン及び買入手形は前連結会計年度末比3,531億円増加して1兆3,500億円となりましたものの、有価証券は前連結会計年度末比5,948億円減少し、5兆551億円に、貸出金は前連結会計年度末比299億円減少して18兆51億円に、現金預け金は前連結会計年度末比5,635億円減少し、6,079億円となりました。

負債につきましては、譲渡性預金は前連結会計年度末比4,412億円増加して2兆2,764億円となりましたものの、預金は前連結会計年度末比7,004億円減少して18兆9,353億円に、コールマネー及び売渡手形は前連結会計年度末比7,402億円減少して1兆8,137億円になりました。また、借入金は前連結会計年度末比2,367億円増加して2,785億円に、社債は前連結会計年度末比769億円増加して6,743億円にそれぞれなっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比919億円増加し、6兆9,193億円となっております。

会社法の施行などに伴い、従来の資本の部は純資産の部となりましたが、その内訳は、株主資本合計が1兆1,683億円、評価・換算差額等合計が2,024億円、少数株主持分が1,433億円で、合計1兆5,141億円となっております。なお、従来の資本の部に当たる金額は1兆3,837億円で、前連結会計年度末比1,283億円の増加となっております。優先株式に係る純資産を控除して計算した1株当たり純資産は、△36円7銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前中間連結会計期間比256億円増加し、4,020億円となりました。内訳を見ますと、連結子会社の減少により役務取引等収益が前中間連結会計期間比184億円減少して554億円となったものの、有価証券利息配当金の増加を主因として資金運用収益が前中間連結会計期間比159億円増加して2,197億円となりましたほか、特定取引収益が前中間連結会計期間比90億円増加して94億円などとなっております。また、その他経常収益が前中間連結会計期間比267億円増加して889億円となっておりますが、これは、主として株式等売却益の増加によるものであります。

経常費用は、前中間連結会計期間比144億円増加し、2,540億円となりました。内訳では、国債等債券売却損の増加を主因として、その他業務費用が前中間連結会計期間比214億円増加して279億円となったほか、資金調達費用につきましても前中間連結会計期間比97億円増加して340億円となっております。営業経費につきましては、連結子会社の減少と削減努力の継続により、前中間連結会計期間比196億円減少し、1,062億円となっております。

特別利益につきましては、償却債権取立益の減少などにより前中間連結会計期間比89億円減少して119億円となっております。また、特別損失は前中間連結会計期間比17億円減少して7億円となりました。なお、当中間連結会計期間におきましては、繰延税金資産算出に係る将来課税所得の見積もり期間を1年からおおむね5年に見直しました結果、法人税等調整額が前中間連結会計期間比2,384億円減少して△2,310億円となり、連結中間純利益の増加に寄与しております。

以上により、連結経常利益は前中間連結会計期間比112億円増加し、1,479億円に、連結中間純利益は前中間連結会計期間比2,495億円増加し、3,856億円となりました。また、1株当たり中間純利益は12円12銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

なお、連結自己資本比率(国内基準)は、11.20%となりました。

〈平成18年9月末における剰余金の分配可能額について〉

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めていますが、平成18年9月末における剰余金の分配可能額は、2,179億円であります。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比5,335億円支出が増加して、9,131億円の支出となりました。これは、主としてコールローン等の増加やコールマネー等の減少など市場性資金の変動によるものです。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還などにより前中間連結会計期間比1兆3,081億円収入が増加して、5,416億円の収入となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行による収入が減少したことや、優先出資証券の発行による収入がなかったことなどにより前中間連結会計期間比1,670億円収入が減少して、1,564億円の支出となりました。これらの結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比5,280億円減少して4,322億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,797億円、海外は56億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ)では、1,857億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ37億円、91億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では354億円、△33億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	171,837	7,719	△6	179,563
	当中間連結会計期間	179,760	5,698	△324	185,783
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	202,813	10,636	9,608	203,841
	当中間連結会計期間	218,600	8,019	6,831	219,788
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	30,975	2,917	9,615	24,277
	当中間連結会計期間	38,840	2,320	7,155	34,005
信託報酬	前中間連結会計期間	3,908	—	—	3,908
	当中間連結会計期間	3,756	—	—	3,756
役務取引等収支	前中間連結会計期間	55,532	136	—	55,669
	当中間連結会計期間	35,319	113	—	35,432
うち役務取引等 収益	前中間連結会計期間	73,777	172	—	73,949
	当中間連結会計期間	55,318	166	—	55,484
うち役務取引等 費用	前中間連結会計期間	18,244	35	—	18,280
	当中間連結会計期間	19,999	53	—	20,052
特定取引収支	前中間連結会計期間	283	—	—	283
	当中間連結会計期間	9,152	—	—	9,152
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	377	—	—	377
	当中間連結会計期間	9,430	—	—	9,430
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	94	—	—	94
	当中間連結会計期間	278	—	—	278
その他業務収支	前中間連結会計期間	25,308	188	—	25,496
	当中間連結会計期間	△3,664	325	—	△3,339
うちその他業務 収益	前中間連結会計期間	31,874	188	—	32,063
	当中間連結会計期間	24,327	325	—	24,652
うちその他業務 費用	前中間連結会計期間	6,565	0	—	6,566
	当中間連結会計期間	27,992	—	—	27,992

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に24兆6,789億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は24兆3,947億円、海外は2,841億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に24兆9,006億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は24兆7,653億円、海外は1,352億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.78%、海外は5.62%、合計では1.79%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.31%、海外は3.42%、合計では0.27%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	23,688,444	202,813	1.70
	当中間連結会計期間	24,394,777	218,600	1.78
うち貸出金	前中間連結会計期間	17,201,074	167,097	1.93
	当中間連結会計期間	17,660,284	159,690	1.80
うち有価証券	前中間連結会計期間	5,480,785	23,825	0.86
	当中間連結会計期間	5,234,654	35,455	1.35
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	397,939	658	0.33
	当中間連結会計期間	1,102,821	2,850	0.51
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	76	0	0.40
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	7,862	1	0.04
	当中間連結会計期間	39,792	26	0.13
うち預け金	前中間連結会計期間	530,163	3,534	1.32
	当中間連結会計期間	260,718	4,304	3.29
資金調達勘定	前中間連結会計期間	25,599,025	30,975	0.24
	当中間連結会計期間	24,765,372	38,840	0.31
うち預金	前中間連結会計期間	18,846,050	9,328	0.09
	当中間連結会計期間	18,785,815	13,791	0.14
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,730,943	245	0.02
	当中間連結会計期間	2,075,932	1,766	0.16
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,983,438	1,642	0.10
	当中間連結会計期間	2,300,617	2,491	0.21
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	422,928	8	0.00
	当中間連結会計期間	73,553	66	0.18
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	127,717	128	0.20
	当中間連結会計期間	106,979	40	0.07
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	518,348	5,937	2.28
	当中間連結会計期間	362,793	2,360	1.29

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	546,397	10,636	3.88
	当中間連結会計期間	284,143	8,019	5.62
うち貸出金	前中間連結会計期間	217,600	3,342	3.06
	当中間連結会計期間	140,533	3,243	4.60
うち有価証券	前中間連結会計期間	321,639	7,030	4.36
	当中間連結会計期間	137,767	4,548	6.58
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	4,475	236	10.55
	当中間連結会計期間	3,589	201	11.17
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,167	9	1.66
	当中間連結会計期間	357	6	3.69
資金調達勘定	前中間連結会計期間	218,404	2,917	2.66
	当中間連結会計期間	135,254	2,320	3.42
うち預金	前中間連結会計期間	17,794	210	2.35
	当中間連結会計期間	21,959	475	4.32
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	1,211	7	1.26
	当中間連結会計期間	865	31	7.30
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマースヤル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	10,714	214	3.99
	当中間連結会計期間	6,953	177	5.08

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	24,234,841	524,509	23,710,332	213,450	9,608	203,841	1.71
	当中間連結会計期間	24,678,920	257,081	24,421,839	226,619	6,831	219,788	1.79
うち貸出金	前中間連結会計期間	17,418,674	194,265	17,224,409	170,439	2,582	167,857	1.94
	当中間連結会計期間	17,800,817	111,080	17,689,737	162,934	1,789	161,145	1.81
うち有価証券	前中間連結会計期間	5,802,425	328,942	5,473,483	30,856	7,026	23,829	0.86
	当中間連結会計期間	5,372,421	145,175	5,227,246	40,003	5,042	34,961	1.33
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	402,414	—	402,414	895	—	895	0.44
	当中間連結会計期間	1,106,410	—	1,106,410	3,051	—	3,051	0.55
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	76	—	76	0	—	0	0.40
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	7,862	—	7,862	1	—	1	0.04
	当中間連結会計期間	39,792	—	39,792	26	—	26	0.13
うち預け金	前中間連結会計期間	531,331	1,302	530,028	3,543	—	3,543	1.33
	当中間連結会計期間	261,075	—	261,075	4,311	—	4,311	3.29
資金調達勘定	前中間連結会計期間	25,817,430	518,398	25,299,031	33,893	9,615	24,277	0.19
	当中間連結会計期間	24,900,627	250,887	24,649,739	41,161	7,155	34,005	0.27
うち預金	前中間連結会計期間	18,863,844	459	18,863,384	9,538	—	9,538	0.10
	当中間連結会計期間	18,807,775	241	18,807,533	14,267	—	14,267	0.15
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,730,943	—	1,730,943	245	—	245	0.02
	当中間連結会計期間	2,075,932	—	2,075,932	1,766	—	1,766	0.16
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,984,650	1,205	2,983,444	1,650	6	1,643	0.10
	当中間連結会計期間	2,301,482	—	2,301,482	2,523	—	2,523	0.21
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	422,928	—	422,928	8	—	8	0.00
	当中間連結会計期間	73,553	—	73,553	66	—	66	0.18
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	127,717	—	127,717	128	—	128	0.20
	当中間連結会計期間	106,979	—	106,979	40	—	40	0.07
うちコマース ・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	529,062	194,881	334,181	6,152	1,917	4,234	2.52
	当中間連結会計期間	369,747	111,251	258,495	2,537	1,426	1,110	0.85

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は554億円、役務取引等費用合計は200億円となり、役務取引等収支合計では354億円となりました。

なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	73,777	172	—	73,949
	当中間連結会計期間	55,318	166	—	55,484
うち預金・ 貸出業務	前中間連結会計期間	9,641	26	—	9,667
	当中間連結会計期間	11,222	28	—	11,251
うち為替業務	前中間連結会計期間	14,093	143	—	14,237
	当中間連結会計期間	13,785	136	—	13,922
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	5,703	—	—	5,703
	当中間連結会計期間	6,046	—	—	6,046
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	10,021	—	—	10,021
	当中間連結会計期間	10,601	—	—	10,601
うち代理業務	前中間連結会計期間	3,572	—	—	3,572
	当中間連結会計期間	3,838	—	—	3,838
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	1,323	—	—	1,323
	当中間連結会計期間	1,355	—	—	1,355
うち保証業務	前中間連結会計期間	10,602	—	—	10,602
	当中間連結会計期間	1,777	—	—	1,777
役務取引等費用	前中間連結会計期間	18,244	35	—	18,280
	当中間連結会計期間	19,999	53	—	20,052
うち為替業務	前中間連結会計期間	3,179	—	—	3,179
	当中間連結会計期間	3,064	—	—	3,064

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は94億円、特定取引費用は2億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	377	—	—	377
	当中間連結会計期間	9,430	—	—	9,430
うち商品有価証券 収益	前中間連結会計期間	178	—	—	178
	当中間連結会計期間	581	—	—	581
うち特定取引 有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	8,530	—	—	8,530
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	198	—	—	198
	当中間連結会計期間	318	—	—	318
特定取引費用	前中間連結会計期間	94	—	—	94
	当中間連結会計期間	278	—	—	278
うち商品有価証券 費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券費用	前中間連結会計期間	45	—	—	45
	当中間連結会計期間	278	—	—	278
うち特定金融 派生商品費用	前中間連結会計期間	48	—	—	48
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の 特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は3,856億円、特定取引負債は493億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	783,522	—	—	783,522
	当中間連結会計期間	385,688	—	—	385,688
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	8,838	—	—	8,838
	当中間連結会計期間	17,154	—	—	17,154
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	6	—	—	6
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	9	—	—	9
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	71,243	—	—	71,243
	当中間連結会計期間	75,510	—	—	75,510
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	703,434	—	—	703,434
	当中間連結会計期間	293,014	—	—	293,014
特定取引負債	前中間連結会計期間	47,002	—	—	47,002
	当中間連結会計期間	49,310	—	—	49,310
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	4,714	—	—	4,714
	当中間連結会計期間	4,998	—	—	4,998
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	40	—	—	40
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	17	—	—	17
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	42,270	—	—	42,270
	当中間連結会計期間	44,271	—	—	44,271
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 銀行業務の状況

① 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	19,362,050	18,111	265	19,379,896
	当中間連結会計期間	18,913,640	21,899	156	18,935,383
うち流動性預金	前中間連結会計期間	11,855,323	10,052	—	11,865,375
	当中間連結会計期間	11,361,378	9,738	—	11,371,117
うち定期性預金	前中間連結会計期間	6,901,665	6,252	—	6,907,917
	当中間連結会計期間	6,909,929	9,443	—	6,919,372
うちその他	前中間連結会計期間	605,061	1,806	265	606,603
	当中間連結会計期間	642,333	2,717	156	644,894
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,611,040	—	—	1,611,040
	当中間連結会計期間	2,276,490	—	—	2,276,490
総合計	前中間連結会計期間	20,973,090	18,111	265	20,990,936
	当中間連結会計期間	21,190,130	21,899	156	21,211,873

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別貸出金残高の状況

(A) 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	17,360,004	100.00	17,969,226	100.00
製造業	2,023,893	11.66	2,037,867	11.34
農業	10,445	0.06	9,658	0.05
林業	3,080	0.02	3,598	0.02
漁業	2,715	0.02	9,148	0.05
鉱業	21,783	0.12	21,212	0.12
建設業	589,054	3.39	543,415	3.02
電気・ガス・熱供給・水道業	62,619	0.36	52,114	0.29
情報通信業	276,874	1.59	281,245	1.57
運輸業	512,605	2.95	457,908	2.55
卸売・小売業	2,162,803	12.46	2,086,897	11.61
金融・保険業	1,036,312	5.97	969,027	5.39
不動産業	1,729,895	9.96	1,906,362	10.61
各種サービス業	1,803,015	10.39	1,790,699	9.97
地方公共団体	280,523	1.62	443,148	2.47
その他	6,844,388	39.43	7,356,928	40.94
海外および特別国際金融取引勘定分	37,655	100.00	35,874	100.00
政府等	3,889	10.33	—	—
金融機関	2,310	6.14	3,406	9.49
その他	31,455	83.53	32,468	90.51
合計	17,397,659	—	18,005,101	—

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。「海外」とは、海外連結子会社であります。

(B) 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成17年9月30日	インドネシア	38,453
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	ロシア連邦	0
	合計	38,462
	(資産の総額に対する割合：(%))	(0.12)
平成18年9月30日	インドネシア	40,142
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	40,150
	(資産の総額に対する割合：(%))	(0.14)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

③ 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	3,286,841	—	—	3,286,841
	当中間連結会計期間	2,400,513	—	—	2,400,513
地方債	前中間連結会計期間	160,481	—	—	160,481
	当中間連結会計期間	183,217	—	—	183,217
社債	前中間連結会計期間	996,071	—	—	996,071
	当中間連結会計期間	926,213	—	—	926,213
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
株式	前中間連結会計期間	691,367	—	—	691,367
	当中間連結会計期間	731,724	—	—	731,724
その他の証券	前中間連結会計期間	809,986	54	8,290	801,751
	当中間連結会計期間	820,094	82	6,690	813,486
合計	前中間連結会計期間	5,944,747	54	8,290	5,936,512
	当中間連結会計期間	5,061,762	82	6,690	5,055,155

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(6) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	190,963	13.32	162,432	10.82
有価証券	0	0.00	0	0.00
信託受益権	1,908	0.13	1,132	0.07
受託有価証券	28	0.00	253	0.02
金銭債権	421,959	29.43	387,172	25.78
動産不動産	369,333	25.76	525,724	35.00
不動産の賃借権	—	—	3,582	0.24
土地の賃借権	4,030	0.28	—	—
その他債権	9,111	0.64	8,843	0.59
銀行勘定貸	411,602	28.71	385,484	25.67
現金預け金	24,822	1.73	27,222	1.81
合計	1,433,760	100.00	1,501,849	100.00

負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	583,952	40.73	531,892	35.42
財産形成給付信託	1,944	0.14	1,902	0.13
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	28	0.00	253	0.02
金銭債権の信託	444,891	31.03	406,009	27.03
土地及びその定着物の信託	168,253	11.73	151,411	10.08
土地及びその定着物の賃借権の信託	—	—	4,698	0.31
土地の賃借権の信託	4,962	0.35	—	—
包括信託	229,727	16.02	405,681	27.01
合計	1,433,760	100.00	1,501,849	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 75,822百万円

当中間連結会計期間末 75,975百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	823	0.43	839	0.52
農業	—	—	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	820	0.43	605	0.37
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	20	0.01	15	0.01
運輸業	501	0.26	496	0.30
卸売・小売業	2,462	1.29	1,538	0.95
金融・保険業	38,632	20.23	33,526	20.64
不動産業	9,083	4.76	7,455	4.59
各種サービス業	2,477	1.30	1,692	1.04
地方公共団体	—	—	—	—
その他	136,145	71.29	116,266	71.58
合計	190,963	100.00	162,432	100.00

③ 元本補てん契約のある信託の運用/受入状況
金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	187,534	35.38	162,097	33.13
有価証券	—	—	—	—
その他	342,564	64.62	327,189	66.87
資産計	530,098	100.00	489,287	100.00
元本	529,290	99.85	488,427	99.82
債権償却準備金	567	0.11	489	0.10
その他	241	0.04	371	0.08
負債計	530,098	100.00	489,287	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含んでおります。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金187,534百万円のうち、破綻先債権額は27百万円、延滞債権額は3,017百万円、3ヵ月以上延滞債権額は339百万円、貸出条件緩和債権額は21,736百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は25,119百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金162,097百万円のうち、破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は3,314百万円、3ヵ月以上延滞債権額は139百万円、貸出条件緩和債権額は20,513百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は24,014百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9	5
危険債権	21	28
要管理債権	220	206
正常債権	1,624	1,380

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	227,878	224,536	△3,341
うち信託報酬	3,908	3,756	△152
うち信託勘定不良債権処理損失	△59	138	197
貸出金償却	—	215	215
その他の債権売却損等	△59	△76	△17
経費(除く臨時処理分)	106,100	106,834	734
人件費	31,096	31,223	127
物件費	69,079	69,042	△36
税金	5,924	6,568	643
一般貸倒引当金繰入額	9,254	480	△8,774
業務純益	112,523	117,221	4,697
信託勘定償却前業務純益	112,464	117,359	4,895
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	121,718	117,839	△3,878
うち債券関係損益	7,420	△6,667	△14,088
臨時損益	9,722	26,222	16,500
株式関係損益	28,586	33,017	4,430
銀行勘定不良債権処理損失	21,322	26,504	5,182
貸出金償却	6,709	9,408	2,699
個別貸倒引当金繰入額	16,483	19,749	3,266
特定海外債権引当勘定繰入額	△31	△14	17
その他の債権売却損等	△1,838	△2,639	△800
その他臨時損益	2,457	19,710	17,252
経常利益	122,245	143,444	21,198
特別損益	18,266	11,200	△7,065
うち固定資産処分損益	△1,714	62	1,776
うち与信費用戻入額	20,623	11,330	△9,292
税引前中間純利益	140,512	154,645	14,132
法人税、住民税及び事業税	△2,566	△1,028	1,538
法人税等調整額	7,440	△231,084	△238,524
中間純利益	135,638	386,757	251,119
与信関連費用総額	9,893	15,792	5,898

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋信託報酬＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
 2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
 3 信託勘定償却前業務純益＝業務純益＋信託勘定不良債権処理損失
 4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 6 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
 7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額
 8 与信関連費用総額＝信託勘定不良債権処理損失＋一般貸倒引当金繰入額＋銀行勘定不良債権処理損失－与信費用戻入額

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.59	1.62	0.02
(イ)貸出金利回	1.88	1.79	△0.09
(ロ)有価証券利回	0.74	1.22	0.48
(2) 資金調達原価 ②	0.90	0.95	0.04
(イ)預金等利回	0.06	0.09	0.03
(ロ)外部負債利回	0.28	0.22	△0.05
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.68	0.66	△0.01

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	—	—	—
業務純益ベース	—	—	—
中間純利益ベース	—	—	—

(注) ROE算出式

(前中間会計期間)

普通株式に係る業務純益(又は中間純利益)×365÷183

＝ $\frac{\text{普通株式に係る業務純益(又は中間純利益)} \times 365 \div 183}{\{(期首資本の部合計 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (期末資本の部合計 - 期末発行済優先株式数 \times \text{発行価額})\} \div 2}$

(当中間会計期間)

普通株式に係る業務純益(又は中間純利益)×365÷183

＝ $\frac{\text{普通株式に係る業務純益(又は中間純利益)} \times 365 \div 183}{\{(期首純資産の部合計 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (期末純資産の部合計 - 期末発行済優先株式数 \times \text{発行価額})\} \div 2}$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(未残)	19,366,784	18,913,640	△453,143
預金(平残)	18,890,561	18,786,806	△103,754
貸出金(未残)	17,346,797	17,974,837	628,040
貸出金(平残)	17,094,215	17,653,806	559,591

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	10,514,344	10,684,039	169,695
法人その他	8,848,964	8,205,634	△643,330
合計	19,363,309	18,889,673	△473,636

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	6,394,387	6,895,665	501,277
うち住宅ローン残高	6,179,361	6,684,747	505,386
うちその他ローン残高	215,026	210,918	△4,108

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	13,631,307	14,462,521	831,214
総貸出金残高	② 百万円	17,335,191	17,974,837	639,646
中小企業等貸出金比率	①/② %	78.63	80.45	1.82
中小企業等貸出先件数	③ 件	642,270	652,717	10,447
総貸出先件数	④ 件	644,533	654,984	10,451
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.64	99.65	0.00

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	末残	529,290	488,427	△40,863
	平残	501,259	502,259	1,000
貸出金	末残	187,534	162,097	△25,436
	平残	195,032	168,528	△26,503

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	258,537	237,398	△21,138
法人その他	270,753	251,029	△19,724
合計	529,290	488,427	△40,863

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	135,611	116,052	△19,558
うち住宅ローン残高	115,971	99,822	△16,148
うちその他ローン残高	19,639	16,229	△3,410

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	150,967	128,065	△22,902
総貸出金残高	② 百万円	190,963	162,432	△28,531
中小企業等貸出金比率	①/② %	79.05	78.84	△0.21
中小企業等貸出先件数	③ 件	9,071	7,839	△1,232
総貸出先件数	④ 件	9,127	7,886	△1,241
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.38	99.40	0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	139	1,542	180	1,079
信用状	3,852	35,580	3,425	36,543
保証	72,960	1,149,388	68,009	1,094,798
計	76,951	1,186,512	71,614	1,132,420

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	279,928	279,928
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	404,408	404,408
	利益剰余金	130,094	483,966
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	108,909
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△2,244	△1,847
	新株予約権	—	—
	連結子会社の少数株主持分	135,435	143,392
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	130,180	135,585
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	14
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	49	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	1,200,924
	繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	—	—
	計 (A)	947,573	1,200,924
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注3)	130,180	135,585	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の 帳簿価額の差額の45%相当額	48,258	48,976
	一般貸倒引当金	114,100	107,306
	負債性資本調達手段等	751,768	683,382
	うち永久劣後債務 (注4)	500,960	458,909
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	250,807	224,472
	計	914,127	839,665
	うち自己資本への算入額 (B)	914,127	839,665
控除項目 (注6) (C)	200,504	117,286	
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	1,661,197	1,923,303	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	15,736,822	16,357,851
	オフ・バランス取引項目	2,519,213	811,189
	計 (E)	18,256,036	17,169,040
連結自己資本比率(国内基準) = D/E × 100 (%)		9.09	11.20

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載していません。
- 2 平成18年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は248,017百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は480,369百万円であります。
- 3 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 5 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	279,928	279,928
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	279,928	279,928
	その他資本剰余金	72,280	72,280
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	—	532,468
	任意積立金	—	—
	中間未処分利益	174,597	—
	その他	130,225	137,404
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	108,909
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	1,193,100
	繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	—	—
計 (A)	936,960	1,193,100	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注3)	130,180	135,585	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の 帳簿価額の差額の45%相当額	48,258	48,976
	一般貸倒引当金	102,902	106,951
	負債性資本調達手段等	751,768	683,382
	うち永久劣後債務 (注4)	500,960	458,909
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	250,807	224,472
	計	902,929	839,310
	うち自己資本への算入額 (B)	902,929	839,310
控除項目	控除項目 (注6) (C)	217,383	127,383
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,622,506	1,905,027
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	15,670,508	16,297,480
	オフ・バランス取引項目	793,902	814,829
	計 (E)	16,464,411	17,112,309
単体自己資本比率(国内基準) = D/E × 100(%)		9.85	11.13

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2 平成18年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は247,604百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は477,240百万円であります。
3 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(※)優先出資証券の概要

当社では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言 ^{(注)1} が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	当社優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^{(注)3} 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	当社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由 ^{(注)4} が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について当社が当社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由：

① 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合

② 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言：

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2 当社優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る当社の分配可能額から、当該事業年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したもの。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び当社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4 監督事由

当社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	381	306
危険債権	2,446	2,374
要管理債権	2,735	2,137
正常債権	180,521	186,909

(参考) 銀行勘定・信託勘定合算

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	390	311
危険債権	2,467	2,402
要管理債権	2,955	2,344
正常債権	182,145	188,290

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、持続的成長により公的資金の返済を実現していくために、資産効率重視の収益増強、取引基盤の拡大、最重要の戦略資源である人材の改革、さらには信頼度No. 1への挑戦を重点課題とし、経営の質を重視した成長戦略に取り組んでまいります。

（資産効率重視の収益増強）

当社の強みである中堅・中小企業や個人のお客さまへの貸出に注力するとともに、金融商品販売、不動産、企業年金等の非金利収益の増強に取り組むことで、資産の効率性向上を図ってまいります。あわせて、オペレーション改革等を通じたローコスト運営の一層の推進に取り組んでまいります。

（お客さま価値創造を通じた取引基盤の維持・拡大）

少子高齢化や高度情報化等の進展によるお客さま主導型社会の到来の中、『りそな』を選んで頂くために、ソリューション提供力やリレーションシップを強化し、お客さまの利便性や満足度を向上させることにより、競争優位性の向上を図り取引基盤を拡大してまいります。また、グループシナジーを発揮することにより、他社にない価値を創造する金融サービス企業の実現を目指してまいります。

（現場力向上に向けた人材改革）

持続的な成長を支える人材強化に取り組むことにより、金融のプロフェッショナルとしての社員一人ひとりの質を高め、生産性向上を実現してまいります。具体的には、各種研修の拡充、人材育成の仕組みの再構築、職責と成果に応じたメリハリのある処遇、多様な人材が活躍できる風土創り(ダイバーシティマネジメント)等に挑戦してまいります。

（信頼度No. 1への挑戦）

「企業の信頼性」に対する社会からの要求がますます強まるなか、銀行のサービスの基本は「信頼」であることを改めて認識し、法令等の遵守はもとより、情報管理の徹底やお客さま保護への積極的な取り組みに努めてまいります。また、オペレーション改革や次世代型店舗の展開により、事務プロセスそのものを簡素化・自動処理化し、可能な限り人手の介在しない、事務過誤の発生しない仕組みを構築してまいります。これらの取り組みを通じて、お客さまから「永く取引をしたい銀行」と認めて頂けるよう、お客さまからの信頼を全てに優先し、誠実かつ正確なサービスの提供に努めてまいります。

当社は、選ばれる金融サービス企業を目指して、これからも様々な変革に挑戦してまいります。『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にする方針につきましては、これまで以上に徹底してまいりますので、何卒、ご理解を賜ります様お願い申し上げます。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当社	—	宇都宮支店	栃木県宇都宮市	新築	店舗	1,070	627	平成18年6月
		大船支店	神奈川県鎌倉市	新築	店舗	434	694	平成18年6月

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	405,000,000,000
乙種優先株式	680,000,000
丁種優先株式	120,000
戊種優先株式	240,000,000
己種優先株式	80,000,000
第1種優先株式	12,500,000,000
第2種優先株式	12,808,217,550
第3種優先株式	12,500,000,000
計	443,808,337,550

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月26日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	30,843,933,848	同左	—	議決権あり
乙種第一回優先株式	680,000,000	同左	—	(注)2
丁種第一回優先株式	120,000	同左	—	(注)3
戊種第一回優先株式	240,000,000	同左	—	(注)4
己種第一回優先株式	80,000,000	同左	—	(注)5
第1種第一回優先株式	12,500,000,000	同左	—	議決権あり(注)6
第2種第一回優先株式	12,808,217,550	同左	—	議決権あり(注)7
第3種第一回優先株式	12,500,000,000	同左	—	議決権あり(注)8
計	69,652,271,398	同左	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の普通株式への引換に係る株式数は含まれておりません。

2 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

① 乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先株式配当金の額は、乙種優先株式1株につき6円36銭とする。

- ② 非累積条項
ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 乙種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先中間配当金を支払う。乙種優先株式1株当たりの乙種優先中間配当金の額は、乙種優先配当金の額の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記600円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間
平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 引換比率
乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は1.622株とする。
- ③ 引換比率の修正
引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率に修正される。
- $$\text{修正後引換比率} = \frac{600\text{円}}{\text{時価に基づく価額} \times 1.020}$$
- 修正後引換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。
上記算式で使用する時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。
- ④ 引換比率の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項
平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる数の普通株式を優先株主に対し交付する。
- (6) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも乙種優先株式を取得し、これを消却することができる。
- ② 前項に基づく乙種優先株式の取得および消却は、乙種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にすることができる。
- ③ 乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
乙種優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
乙種優先株式について株式の併合または分割は行わない。乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 丁種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丁種優先配当金

① 丁種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年10円の優先配当金を支払う。

ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

丁種優先株主に対しては、丁種優先配当金を超えて配当は行わない。

④ 丁種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先中間配当を支払う。丁種優先株式1株当たりの丁種優先中間配当金の額は、丁種優先配当金の額の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丁種優先株主に対し普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき2,000円を支払う。

丁種優先株主に対しては上記2,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成19年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

② 引換価額

丁種優先株式は157円10銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

③ 引換価額の修正

引換価額は平成18年10月1日まで毎年10月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。

時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が修正前引換価額を上回る場合は、修正前引換価額をもって修正後引換価額とし、また、修正後引換価額が157円10銭を下回る場合は、157円10銭とする。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成19年7月31日までに引換請求のなかった丁種優先株式は平成19年8月1日をもって当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。

(6) 優先株式の取得および消却

① 当社はいつでも丁種優先株式を取得し、これを消却することができる。

② 前項に基づく丁種優先株式の取得および消却は、丁種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

③ 丁種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丁種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。

(8) 新株予約権等

丁種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。丁種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

4 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 戊種優先配当金

① 戊種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円38銭の優先配当金を支払う。

ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて配当は行わない。

④ 戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先中間配当を支払う。戊種優先株式1株当たりの戊種優先中間配当金の額は、戊種優先配当金の額の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250円を支払う。

戊種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

戊種優先株式は360円40銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

③ 引換価額の修正

また、引換価額は平成21年7月1日まで毎年7月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。

時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は平成21年12月1日をもって、当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。

(6) 優先株式の取得および消却

① 当社はいつでも戊種優先株式を取得し、これを消却することができる。

② 前項に基づく戊種優先株式の取得および消却は、戊種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

- ③ 戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
戊種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 5 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
- ① 己種優先配当金
毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年18円50銭の優先配当金を支払う。
ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて配当は行わない。
- ④ 己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先中間配当を支払う。己種優先株式1株当たりの己種優先中間配当金の額は、己種優先配当金の額の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。
己種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 引換価額
己種優先株式は360円40銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
- ③ 引換価額の修正
引換価額は平成26年7月1日まで毎年7月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。
時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。
- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は平成26年12月1日をもって当会社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。

- (6) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも己種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく己種優先株式の取得および消却は、己種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。

(8) 新株予約権等

己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

① 第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき44円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

第1種優先株式は76円58銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

③ 引換価額の修正

引換価額は、毎年8月1日(以下引換価額修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(6円16銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

① 当社はいつでも第1種優先株式を取得し、これを消却することができる。

② 前項に基づく第1種優先株式の取得および消却は、第1種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

③ 第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

7 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

① 第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- ③ 非参加条項
第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第2種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき44円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
 - ① 取得を請求し得べき期間
平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
 - ② 引換価額
当初引換価額は、平成20年7月1日(以下取得開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に基づく価額に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初引換価額が4円40銭(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 引換価額の修正
当初引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得および消却
 - ① 当社はいつでも第2種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく第2種優先株式の取得および消却は、第2種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にすることができる。
 - ③ 第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株引受権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

8 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第3種優先配当金

① 第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に基づく価額に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初引換価額が3円74銭(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③ 引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の1000分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

① 当社はいつでも第3種優先株式を取得し、これを消却することができる。

② 前項に基づく第3種優先株式の取得および消却は、第3種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

③ 第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年9月30日	—	69,652,271	—	279,928	—	279,928

(4) 【大株主の状況】

① 普通株式

氏名又は名称	住所	平成18年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	30,843,933	100.00
計	—	30,843,933	100.00

② 乙種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	680,000	100.00
計	—	680,000	100.00

③ 丁種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	120	100.00
計	—	120	100.00

④ 戊種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	240,000	100.00
計	—	240,000	100.00

⑤ 己種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	80,000	100.00
計	—	80,000	100.00

⑥ 第1種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計	—	12,500,000	100.00

⑦ 第2種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,808,217	100.00
計	—	12,808,217	100.00

⑧ 第3種第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計	—	12,500,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	乙種第一回優先株式 680,000,000 丁種第一回優先株式 120,000 戊種第一回優先株式 240,000,000 己種第一回優先株式 80,000,000	—	各種類の株式の内容は「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,843,933,000 第1種第一回優先株式 12,500,000,000 第2種第一回優先株式 12,808,217,000 第3種第一回優先株式 12,500,000,000	普通株式 30,843,933 第1種第一回優先株式 12,500,000 第2種第一回優先株式 12,808,217 第3種第一回優先株式 12,500,000	各種類の株式の内容は「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
単元未満株式	普通株式 848 第2種第一回優先株式 550	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	69,652,271,398	—	—
総株主の議決権	—	68,652,150	—

② 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

当社株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておられません。

② 優先株式

当社優先株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておられません。

3 【役員 の 状 況】

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役 副会長	—	水田 廣行	昭和24年11月30日生	昭和49年4月 協和銀行 入行 平成13年4月 あさひ銀行 大阪営業部長兼大阪営業部営業第一部長 平成14年3月 同 執行役員 営業推進本部担当(地域担当)兼大阪営業部長 平成15年5月 りそな銀行 副頭取 平成15年6月 同 取締役兼代表執行役副頭取 平成15年10月 近畿大阪銀行 代表取締役副社長 平成15年11月 同 代表取締役社長 平成17年6月 りそなホールディングス 執行役員 グループ戦略部(近畿大阪銀行経営管理)担当 平成18年6月 近畿大阪銀行 取締役 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役社長(現任) 平成18年12月 りそな銀行 取締役副会長(現任)	—	平成18年12月1日

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

4 前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び監査法人トーマツの監査証明を受けております。

また、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	1,501,810	4.79	607,996	2.23	1,171,536	4.15
コールローン及び買入手形		865,844	2.76	1,350,078	4.94	996,920	3.53
買現先勘定		—	—	6,998	0.03	—	—
債券貸借取引支払保証金		9,748	0.03	22,459	0.08	11,047	0.04
買入金銭債権		4,069	0.01	8,842	0.03	4,902	0.02
特定取引資産	※8	783,522	2.50	385,688	1.41	651,839	2.31
有価証券	※1, 2,8	5,936,512	18.94	5,055,155	18.51	5,650,033	20.00
貸出金	※3, 4,5, 6,7, 8,9	17,397,659	55.49	18,005,101	65.92	18,035,098	63.84
外国為替	※7	78,097	0.25	70,483	0.26	76,945	0.27
その他資産	※8, 10	546,286	1.74	569,579	2.08	632,774	2.24
動産不動産	※8, 11, 12, 13	339,487	1.08	—	—	335,892	1.19
有形固定資産	※11, 12, 13	—	—	314,317	1.15	—	—
無形固定資産		—	—	8,251	0.03	—	—
繰延税金資産		3,536	0.01	247,902	0.91	290	0.00
連結調整勘定		69	0.00	—	—	55	0.00
支払承諾見返		4,376,099	13.96	1,039,999	3.81	1,053,254	3.73
貸倒引当金		△477,732	△1.52	△366,334	△1.34	△358,412	△1.27
投資損失引当金		△14,084	△0.04	△14,688	△0.05	△14,490	△0.05
資産の部合計		31,350,927	100.00	27,311,831	100.00	28,247,691	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	19,379,896	61.82	18,935,383	69.33	19,635,797	69.51
譲渡性預金		1,611,040	5.14	2,276,490	8.33	1,835,230	6.50
コールマネー及び売渡手形	※8	2,643,705	8.43	1,813,701	6.64	2,553,962	9.04
売現先勘定	※8	248,997	0.80	47,975	0.18	240,480	0.85
特定取引負債		47,002	0.15	49,310	0.18	74,383	0.26
借入金	※8, 14	165,322	0.53	278,589	1.02	41,888	0.15
外国為替		22,156	0.07	13,048	0.05	20,287	0.07
社債	※15	643,404	2.05	674,382	2.47	597,438	2.11
信託勘定借		411,602	1.31	385,484	1.41	426,112	1.51
その他負債	※10	280,248	0.89	235,181	0.86	292,714	1.04
退職給付引当金		102	0.00	0	0.00	0	0.00
事業再構築引当金		196	0.00	96	0.00	156	0.00
店舗チャネル改革引当金		2,932	0.01	2,525	0.01	2,731	0.01
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		780	0.00	0	0.00	24,734	0.09
再評価に係る繰延税金負債	※11	44,845	0.14	45,541	0.17	45,549	0.16
支払承諾		4,376,099	13.96	1,039,999	3.81	1,053,254	3.73
負債の部合計		29,878,332	95.30	25,797,709	94.46	26,844,721	95.03
(少数株主持分)							
少数株主持分		389,479	1.24	—	—	147,575	0.52
(資本の部)							
資本金		279,928	0.90	—	—	279,928	0.99
資本剰余金		404,408	1.29	—	—	404,408	1.43
利益剰余金		198,240	0.63	—	—	308,378	1.09
土地再評価差額金	※11	62,397	0.20	—	—	63,306	0.23
その他有価証券評価差額金		140,384	0.45	—	—	201,317	0.71
為替換算調整勘定		△2,244	△0.01	—	—	△1,946	△0.00
資本の部合計		1,083,115	3.46	—	—	1,255,393	4.45
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		31,350,927	100.00	—	—	28,247,691	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		—	—	279,928	1.03	—	—
資本剰余金		—	—	404,408	1.48	—	—
利益剰余金		—	—	483,964	1.77	—	—
株主資本合計		—	—	1,168,301	4.28	—	—
その他有価証券評価差額金		—	—	153,951	0.56	—	—
繰延ヘッジ損益		—	—	△12,971	△0.05	—	—
土地再評価差額金	※11	—	—	63,295	0.23	—	—
為替換算調整勘定		—	—	△1,847	△0.00	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	202,427	0.74	—	—
少数株主持分		—	—	143,392	0.52	—	—
純資産の部合計		—	—	1,514,121	5.54	—	—
負債及び純資産の部合計		—	—	27,311,831	100.00	—	—

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		376,334	100.00	402,015	100.00	755,391	100.00
資金運用収益		203,841		219,788		421,765	
(うち貸出金利息)		(167,857)		(161,145)		(328,884)	
(うち有価証券利息配当金)		(23,829)		(34,961)		(60,204)	
信託報酬		3,908		3,756		7,575	
役務取引等収益		73,949		55,484		157,330	
特定取引収益		377		9,430		3,238	
その他業務収益		32,063		24,652		63,747	
その他経常収益	※1	62,193		88,902		101,734	
経常費用		239,578	63.66	254,029	63.19	478,792	63.38
資金調達費用		24,277		34,005		48,844	
(うち預金利息)		(9,538)		(14,267)		(19,731)	
役務取引等費用		18,280		20,052		50,666	
特定取引費用		94		278		202	
その他業務費用		6,566		27,992		26,266	
営業経費		125,897		106,223		252,409	
その他経常費用	※2	64,463		65,477		100,404	
経常利益		136,755	36.34	147,985	36.81	276,599	36.62
特別利益	※3	20,879	5.55	11,904	2.96	48,755	6.45
特別損失	※4	2,491	0.66	704	0.17	3,067	0.41
税金等調整前中間(当期)純利益		155,143	41.23	159,186	39.60	322,286	42.66
法人税、住民税及び事業税		3,106	0.83	△1,028	△0.25	△3,313	△0.44
法人税等調整額		7,324	1.95	△231,084	△57.48	△6,315	△0.84
少数株主利益		8,610	2.29	5,676	1.41	17,528	2.32
中間(当期)純利益		136,101	36.16	385,622	95.92	314,386	41.62

③ 【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

(中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 の連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		404,408	404,408
資本剰余金中間期末(期末)残高		404,408	404,408
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		238,326	238,326
利益剰余金増加高		137,110	315,397
中間(当期)純利益		136,101	314,386
土地再評価差額金取崩		1,009	1,010
利益剰余金減少高		177,196	245,344
配当金		177,196	245,344
利益剰余金中間期末(期末)残高		198,240	308,378

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	279,928	404,408	308,378	992,716
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)			△210,048	△210,048
中間純利益			385,622	385,622
土地再評価差額金取崩			11	11
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	175,585	175,585
平成18年9月30日残高(百万円)	279,928	404,408	483,964	1,168,301

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	201,317	—	63,306	△1,946	262,677	147,575	1,402,969
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)							△210,048
中間純利益							385,622
土地再評価差額金取崩							11
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△47,366	△12,971	△11	99	△60,250	△4,183	△64,433
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△47,366	△12,971	△11	99	△60,250	△4,183	111,152
平成18年9月30日残高(百万円)	153,951	△12,971	63,295	△1,847	202,427	143,392	1,514,121

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		155,143	159,186	322,286
減価償却費		5,517	4,332	9,588
減損損失		660	192	763
連結調整勘定償却額		13	—	27
のれん償却額		—	13	—
持分法による投資損益(△)		△116	△1,785	△528
貸倒引当金の増加額		△13,658	7,922	△634
投資損失引当金の増加額		104	197	3,326
事業再構築引当金の増加額		△70	△60	△110
退職給付引当金の増加額		38	0	△572
資金運用収益		△203,841	△219,788	△421,765
資金調達費用		24,277	34,005	48,844
有価証券関係損益(△)		△31,746	△25,132	△41,787
為替差損益(△)		△29,804	△39,620	△61,154
動産不動産処分損益(△)		1,631	—	2,031
固定資産処分損益(△)		—	△62	—
特定取引資産の純増(△)減		△113,735	266,151	45,846
特定取引負債の純増減(△)		7,014	△25,073	34,395
貸出金の純増(△)減		288,592	29,996	△204,004
預金の純増減(△)		△468,764	△700,413	△374,155
譲渡性預金の純増減(△)		664,090	441,260	720,280
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)		780	243,701	596
預け金(日銀預け金を除く)の 純増(△)減		△16,955	31,618	65,418
コールローン等の純増(△)減		△245,488	△364,096	△381,929

	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
債券貸借取引支払保証金の 純増(△)減		△9,748	△11,411	△11,047
コーポレートマネー等の純増減(△)		△435,412	△932,766	△533,672
外国為替(資産)の純増(△)減		△10,436	6,462	△9,285
外国為替(負債)の純増減(△)		1,558	△7,239	△309
普通社債の発行・償還 による純増減(△)		△34,900	—	△68,700
信託勘定借の純増減(△)		18,436	△40,628	32,946
資金運用による収入		208,515	222,288	427,286
資金調達による支出		△20,405	△40,069	△36,963
その他		△119,214	36,665	△136,052
小計		△377,924	△924,152	△569,035
法人税等の支払額		△1,640	10,990	△6,789
営業活動による キャッシュ・フロー		△379,565	△913,161	△575,824
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△8,267,865	△9,197,284	△14,018,134
有価証券の売却による収入		6,380,042	8,609,930	11,237,694
有価証券の償還による収入		1,108,826	1,130,701	2,401,264
動産不動産の取得による支出		△2,534	—	△5,627
有形固定資産の取得 による支出		—	△2,827	—
動産不動産の売却による収入		700	—	1,488
有形固定資産の売却 による収入		—	502	—
無形固定資産の取得 による支出		—	△931	—
無形固定資産の売却 による収入		—	1,526	—
連結範囲の変動を伴う 子会社株式の売却による収入		14,325	—	18,187
投資活動による キャッシュ・フロー		△766,504	541,618	△365,127

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の 返済による支出		△130,000	△7,000	△253,250
劣後特約付社債の 発行による収入		264,274	96,968	294,890
劣後特約付社債の 償還による支出		△72,700	△36,200	△122,800
優先出資証券の発行 による収入		126,246	—	126,158
優先出資証券の償還 による支出		—	—	△250,730
配当金支払額		△177,196	△210,048	△245,344
少数株主への配当金支払額		△29	△198	△29
財務活動による キャッシュ・フロー		10,594	△156,477	△451,104
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		52	20	105
V 現金及び現金同等物の 増加額		△1,135,422	△528,000	△1,391,951
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		2,342,917	960,248	2,342,917
VII 合併に伴う現金及び 現金同等物の増加額		—	—	9,281
VIII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		1,207,494	432,247	960,248

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 15社 主要な会社名 りそな保証株式会社 Resona Preferred Global Securities (Cayman)Limitedは、 設立により当中間連結 会計期間から連結して おります。 りそな決済サービス株 式会社、りそな債権回 収株式会社、りそなカ ード株式会社、りそな キャピタル株式会社、 りそな総合研究所株式 会社、りそなビジネス サービス株式会社及び りそな人事サポート株 式会社は株式売却によ り当中間連結会計期間 から連結の範囲より除 外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 8社 主要な会社名 P.T.Bank Resona Perdania あさひ銀リテールファ イナンス株式会社、 Resona Preferred Capital(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Capital (Cayman)6 Limited、 Resona Preferred Securities(Cayman)3 Limited 及び Resona Preferred Securities (Cayman)6 Limited は 清算により当中間連結 会計期間から連結の範 囲より除外しておりま す。</p>	<p>(1) 連結子会社 13社 主要な連結子会社名 は、「第1 企業の概 況 4 関係会社の状 況」に記載しているた め省略しました。 Resona Preferred Global Securities (Cayman)Limitedは、 設立により当連結会計 年度から連結しており ます。 りそな決済サービス株 式会社、りそな債権回 収株式会社、りそなカ ード株式会社、りそな キャピタル株式会社、 りそな総合研究所株式 会社、りそなビジネス サービス株式会社及び りそな人事サポート株 式会社は株式売却によ り当連結会計年度から 連結の範囲より除外し ております。 りそな保証株式会社 は、株式の一部売却に より当連結会計年度か ら従来の連結子会社よ り持分法適用の関連会 社となりました。これ に伴い大和ギャランテ ィ株式会社も、当連結 会計年度から従来の連 結子会社より持分法適 用の関連会社となりま した。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 10社</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 3社</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 5社 3月末日 8社</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
	(2) 上記の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(2) 同左	(2) 上記の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方と比べその他有価証券評価差額金は203百万円減少し、繰延税金資産は139百万円増加しており、税金等調整前中間純利益は343百万円増加しております。</p>	
	<p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(ロ) 同左</p>	<p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産 当社の動産不動産は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 2年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 2年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p> <p>のれんの償却については、原則5年間の均等償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産 当社の動産不動産は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は434,235百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は316,939百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は347,374百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識すること</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識すること</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>が認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当中間連結会計期間から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分して費用の減額処理等の対象としております。これにより前払年金費用が19,492百万円増加し、税金等調整前中間純利益が同額増加しております。</p>		<p>が認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当連結会計年度から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分して費用の減額処理等の対象としております。これにより前払年金費用が20,993百万円増加し、税金等調整前当期純利益が同額増加しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(8) 事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>	<p>(8) 事業再構築引当金の計上基準 同左</p>	<p>(8) 事業再構築引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基準 店舗チャネル改革引当金は、収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルを再構築するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>	<p>(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基準 同左</p>	<p>(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基準 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(12) リース取引の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等か</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15,530百万円、繰延ヘッジ利益は24,407百万円であります。</p>	<p>等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は7,187百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は9,632百万円(同前)であります。</p>	<p>ら生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は10,177百万円、繰延ヘッジ利益は15,939百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(ハ)連結会社間取引等 同左	(ハ)連結会社間取引等 同左
	(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
	(15)連結納税制度の適用 当中間連結会計期間より当社及び一部の国内連結子会社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	(15)連結納税制度の適用 当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として連結納税制度を適用しております。	(15)連結納税制度の適用 当連結会計年度より当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,383,700百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は471百万円、「社債」は471百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
—————	株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当中間連結会計期間より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。	—————

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,183百万円及び出資金3百万円が含まれております。</p> <p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は5,220百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間連結会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は9,308百万円、延滞債権額は276,209百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式25,474百万円及び出資金4,003百万円が含まれております。</p> <p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は29,352百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間連結会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は12,517百万円、延滞債権額は247,918百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式23,913百万円及び出資金3百万円が含まれております。</p> <p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は0百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当期末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は7,106百万円、延滞債権額は220,553百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,943百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は271,367百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は571,828百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は249,851百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,575百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は206,822百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は474,833百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は244,211百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,405百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は254,559百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は490,624百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、254,017百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は、次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 248,977百万円 有価証券 2,859,875百万円 貸出金 220,153百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー及び売渡手形 422,800百万円 売現先勘定 248,997百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金778百万円、有価証券510,531百万円及びその他資産19,026百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は23,038百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,766百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,741,050百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,658,081百万円あります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は、次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 47,975百万円 有価証券 1,989,095百万円 貸出金 317,100百万円 その他資産 1,697百万円 担保資産に対応する債務 預金 60,930百万円 コールマネー及び売渡手形 15,000百万円 売現先勘定 47,975百万円 借入金 245,300百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券656,428百万円及びその他資産4,892百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は18,155百万円、敷金保証金は17,531百万円あります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,140,064百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,995,415百万円あります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 240,475百万円 有価証券 2,105,451百万円 貸出金 205,663百万円 その他資産 127百万円 担保資産に対応する債務 預金 119,190百万円 コールマネー及び売渡手形 416,800百万円 売現先勘定 240,480百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金353百万円、有価証券720,347百万円、その他資産4,565百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は20,455百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9,246百万円あります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,667,047百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,555,551百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。 なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は25,149百万円、繰延ヘッジ利益の総額は34,364百万円であります。</p>		<p>※10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は48,062百万円、繰延ヘッジ利益の総額は18,824百万円であります。</p>
<p>※11 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>※11 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>※11 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 17,699百万円
※12 動産不動産の減価償却累計額 142,634百万円	※12 有形固定資産の減価償却累計額 141,294百万円	※12 動産不動産の減価償却累計額 141,825百万円
※13 動産不動産の圧縮記帳額 45,197百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)	※13 有形固定資産の圧縮記帳額 44,791百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)	※13 動産不動産の圧縮記帳額 45,037百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金156,250百万円が含まれております。	※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金26,000百万円が含まれております。	※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金33,000百万円が含まれております。
※15 社債には、劣後特約付社債609,604百万円が含まれております。	※15 社債は全額劣後特約付社債であります。	※15 社債は全額劣後特約付社債であります。
16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託529,290百万円であります。	16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託488,427百万円であります。	16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託528,222百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、 株式等売却益 30,325百万円 過去勤務債務償却益 17,991百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 31,222百万円 貸出金償却 11,000百万円 を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、 償却債権取立益 20,680百万円 を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、 動産不動産処分損 1,830百万円 減損損失 660百万円 を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、 株式等売却益 64,407百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、 株式等売却損 26,292百万円 貸倒引当金繰入額 21,092百万円 貸出金償却 9,408百万円 を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、 償却債権取立益 11,330百万円 を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、 固定資産処分損 512百万円 減損損失 192百万円 を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、 株式等売却益 61,448百万円 過去勤務債務償却益 17,991百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 25,250百万円 貸出金償却 26,123百万円 株式関連デリバティブ取引に 係る損失 9,052百万円 株式等売却損 7,663百万円 を含んでおります。 なお、貸出条件緩和債権等を 有する債務者に係る貸出金償 却、債権売却損等のうち 6,672百万円については、キ ャッシュ・フロー見積法を適 用して計上した同債権に係る 貸倒引当金戻入益と相殺表示 しております。</p> <p>※3 特別利益には、 償却債権取立益 48,483百万円 を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、 動産不動産処分損 2,303百万円 減損損失 763百万円 を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
普通株式	30,843,933	—	—	30,843,933	
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000	—	—	680,000	
丁種第一回優先株式	120	—	—	120	
戊種第一回優先株式	240,000	—	—	240,000	
己種第一回優先株式	80,000	—	—	80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217	—	—	12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
合計	69,652,271	—	—	69,652,271	

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	200,485	6.5	平成18年3月31日	平成18年6月27日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	丁種第一回 優先株式	0	5		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	1,631	0.1305		
	第2種第一回 優先株式	1,671	0.1305		
第3種第一回 優先株式	1,631	0.1305			

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成17年9月30日現在 現金預け金勘定 1,501,810百万円 日本銀行以外への預け金 <u>△294,316百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>1,207,494百万円</u>	平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 607,996百万円 日本銀行以外への預け金 <u>△175,748百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>432,247百万円</u>	平成18年3月31日現在 現金預け金勘定 1,171,536百万円 日本銀行以外への預け金 <u>△211,288百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>960,248百万円</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>14,264百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>253百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,517百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>5,848百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>146百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,995百万円</td></tr> </table> 中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>8,415百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>106百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,521百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>2,343百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>6,505百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,848百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>1,584百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,440百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>151百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	動産	14,264百万円	その他	253百万円	合計	14,517百万円	動産	5,848百万円	その他	146百万円	合計	5,995百万円	動産	8,415百万円	その他	106百万円	合計	8,521百万円	1年内	2,343百万円	1年超	6,505百万円	合計	8,848百万円	支払リース料	1,584百万円	減価償却費相当額	1,440百万円	支払利息相当額	151百万円	1年内	14百万円	1年超	2百万円	合計	16百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>10,452百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,452百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>4,983百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,983百万円</td></tr> </table> 中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>5,469百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,469百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>1,762百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>3,982百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,745百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>1,076百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>980百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>97百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>32百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	動産	10,452百万円	その他	—百万円	合計	10,452百万円	動産	4,983百万円	その他	—百万円	合計	4,983百万円	動産	5,469百万円	その他	—百万円	合計	5,469百万円	1年内	1,762百万円	1年超	3,982百万円	合計	5,745百万円	支払リース料	1,076百万円	減価償却費相当額	980百万円	支払利息相当額	97百万円	1年内	16百万円	1年超	16百万円	合計	32百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>11,292百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,292百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>4,687百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,687百万円</td></tr> </table> 年度末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>6,604百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,604百万円</td></tr> </table> 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>1,890百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>5,000百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,891百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>2,844百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,583百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>277百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>85百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>96百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	動産	11,292百万円	その他	—百万円	合計	11,292百万円	動産	4,687百万円	その他	—百万円	合計	4,687百万円	動産	6,604百万円	その他	—百万円	合計	6,604百万円	1年内	1,890百万円	1年超	5,000百万円	合計	6,891百万円	支払リース料	2,844百万円	減価償却費相当額	2,583百万円	支払利息相当額	277百万円	1年内	85百万円	1年超	10百万円	合計	96百万円
動産	14,264百万円																																																																																																													
その他	253百万円																																																																																																													
合計	14,517百万円																																																																																																													
動産	5,848百万円																																																																																																													
その他	146百万円																																																																																																													
合計	5,995百万円																																																																																																													
動産	8,415百万円																																																																																																													
その他	106百万円																																																																																																													
合計	8,521百万円																																																																																																													
1年内	2,343百万円																																																																																																													
1年超	6,505百万円																																																																																																													
合計	8,848百万円																																																																																																													
支払リース料	1,584百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	1,440百万円																																																																																																													
支払利息相当額	151百万円																																																																																																													
1年内	14百万円																																																																																																													
1年超	2百万円																																																																																																													
合計	16百万円																																																																																																													
動産	10,452百万円																																																																																																													
その他	—百万円																																																																																																													
合計	10,452百万円																																																																																																													
動産	4,983百万円																																																																																																													
その他	—百万円																																																																																																													
合計	4,983百万円																																																																																																													
動産	5,469百万円																																																																																																													
その他	—百万円																																																																																																													
合計	5,469百万円																																																																																																													
1年内	1,762百万円																																																																																																													
1年超	3,982百万円																																																																																																													
合計	5,745百万円																																																																																																													
支払リース料	1,076百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	980百万円																																																																																																													
支払利息相当額	97百万円																																																																																																													
1年内	16百万円																																																																																																													
1年超	16百万円																																																																																																													
合計	32百万円																																																																																																													
動産	11,292百万円																																																																																																													
その他	—百万円																																																																																																													
合計	11,292百万円																																																																																																													
動産	4,687百万円																																																																																																													
その他	—百万円																																																																																																													
合計	4,687百万円																																																																																																													
動産	6,604百万円																																																																																																													
その他	—百万円																																																																																																													
合計	6,604百万円																																																																																																													
1年内	1,890百万円																																																																																																													
1年超	5,000百万円																																																																																																													
合計	6,891百万円																																																																																																													
支払リース料	2,844百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	2,583百万円																																																																																																													
支払利息相当額	277百万円																																																																																																													
1年内	85百万円																																																																																																													
1年超	10百万円																																																																																																													
合計	96百万円																																																																																																													

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	299,810	513,492	213,682	218,011	4,329
債券	3,957,172	3,942,162	△15,010	450	15,460
国債	3,299,854	3,286,841	△13,013	139	13,153
地方債	161,849	160,481	△1,368	72	1,440
社債	495,468	494,839	△629	237	867
その他	716,768	754,404	37,636	42,587	4,951
合計	4,973,751	5,210,058	236,307	261,049	24,741

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理することとしております。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債券	501,231
非上場株式	159,690

II 当中間連結会計期間末

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	295,050	591,957	296,906
債券	3,013,488	2,987,428	△26,060
国債	2,421,680	2,400,513	△21,167
地方債	186,541	183,217	△3,324
社債	405,265	403,697	△1,568
その他	774,108	762,376	△11,732
合計	4,082,646	4,341,761	259,114

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4,522百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債	522,516
非上場株式	114,293

Ⅲ 前連結会計年度末

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	559,337	77

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	300,667	640,476	339,808	343,265	3,456
債券	3,347,048	3,297,853	△49,195	44	49,240
国債	2,658,921	2,616,450	△42,471	0	42,471
地方債	191,857	187,891	△3,966	19	3,986
社債	496,270	493,512	△2,757	24	2,782
その他	924,381	971,766	47,385	61,520	14,134
合計	4,572,097	4,910,096	337,998	404,829	66,831

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として、当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理することとしております。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	11,100,703	74,201	26,623

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	147,468
非上場内国債券	522,251

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	1,148,855	1,825,705	507,216	338,327
国債	900,650	926,336	451,136	338,327
地方債	10,214	129,742	47,933	—
社債	237,990	769,626	8,146	—
その他	14,015	100,240	319,656	21,378
合計	1,162,871	1,925,946	826,872	359,705

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	236,432
その他有価証券	236,432
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	96,038
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	140,394
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△9
その他有価証券評価差額金	140,384

(注) 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映された額△125百万円を除いております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	259,114
その他有価証券	259,114
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	105,252
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	153,862
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	89
その他有価証券評価差額金	153,951

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	338,848
その他有価証券	338,848
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	137,640
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	201,208
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	109
その他有価証券評価差額金	201,317

(注) 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映された額△850百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	546,487	△8	△8
店頭	金利スワップ	10,862,156	23,084	24,511
	キャップ	361,433	△372	1,583
	フロアー	4,364	268	232
	スワップション	10,085	△0	91
	合計	—	22,971	26,410

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,478,851	5,370	1,618
	為替予約	1,037,911	15,596	15,596
	通貨オプション	2,067,399	△4,505	△13,414
	合計	—	16,462	3,800

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	51,645	572	572
	合計	—	572	572

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	1,967,481	△4,336	△4,336
店頭	金利スワップ	15,636,758	24,301	24,679
	キャップ	263,102	△149	1,059
	フロアー	12,335	312	203
	スワップション	1,042	17	1
	合計	—	20,146	21,607

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,280,338	5,476	△7,846
	為替予約	1,156,757	33,692	33,692
	通貨オプション	3,166,946	△15,694	△4,543
	合計	—	23,474	21,302

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	1,585	△25	△25
	株価指数オプション	155,421	△560	△136
	合計	—	△585	△161

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	19,617	△30	△30
	合計	—	△30	△30

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

- ① 通貨関連
為替予約、通貨オプション、通貨スワップ
- ② 金利関連
金利スワップ、金利オプション、金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約
- ③ 債券関連
債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- ④ 株式関連
株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供する上で、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

① お客様のリスクヘッジニーズへの対応

お客様は様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しています。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客様のリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。当社では、お客様の様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めています。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社は次のような「行動基準」を作成し、お客様と取引する際にはこの基準に沿って行っております。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

お客様が自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・時価情報(お客様の含み損益の状況)の提供

取引実行後、お客様の要請に応じて定期的又は随時に時価情報をお客様に還元し、お客様の判断の一助とすること。

② 金融資産・負債のヘッジ

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュ・フローヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規定を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。

③ トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、長短金利、債券・株価、外国為替等の相場変動から、保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスク、また、資産・負債間の金利約定期間・時点、基準金利の違いから、金利変動によって損失が発生するリスクです。

信用リスクとは、取引相手先に財務状況の悪化等から、資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお客様とのキャッシュフローを新たに構築するためのコスト(再構築コスト)に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当社では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

① 市場リスク管理体制

当社の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づいた管理を行っております。

まず、市場取引部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しております。また、市場リスク全体に対しては、経営体力に基づいたバリュアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下、「V a R」という。)によるリスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内にとどめる体制を敷いております。また、リスク統括部が、日次でV a R・損益を計測し、リスク限度・損失限度の遵守状況を管理するとともに経営陣宛報告を行っております。

② 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お客様の信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	561,187	75,993	62	62
	買建	447,686	7,430	△376	△376
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,976,086	4,242,726	△10,875	△17,067
	受取変動・支払固定	4,979,008	4,246,423	42,298	48,686
	受取変動・支払変動	2,176,810	2,051,500	△4,498	△4,498
	キャップ				
	売建	176,527	126,138	△1,363	1,133
	買建	129,887	83,587	1,712	218
	フロアー				
	売建	—	—	—	—
	買建	6,848	6,599	235	144
	スワップション				
	売建	42	—	0	△0
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	29,922	28,302

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	1,679,921	1,591,260	6,805	△5,569
	為替予約				
	売建	666,847	26,960	28,976	28,976
	買建	239,984	352,588	△4,115	△4,115
	通貨オプション				
	売建	1,547,733	774,104	51,078	6,737
買建	1,725,361	799,837	35,215	△10,055	
	合計	—	—	15,804	15,972

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数オプション				
	売建	219,593	—	2,191	△550
	買建	48,600	—	60	△41
	合計	—	—	△2,131	△591

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,176	—	11	11
	買建	16,442	—	△58	△58
	合計	—	—	△47	△47

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△45.56	△36.07	△39.74
1株当たり 中間(当期)純利益	円	4.10	12.12	9.57
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	円	1.95	7.14	4.52

(注) 1 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は42銭減少しております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	—	1,514,121	—
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	2,626,836	—
うち少数株主持分	百万円	—	143,392	—
うち優先株式	百万円	—	2,471,801	—
うち(中間)優先配当額	百万円	—	11,642	—
普通株式に係る(中間)期末の純資産額	百万円	—	△1,112,714	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	—	30,843,933	—

※当中間連結会計期間に係る「(中間)優先配当額」については、予定額を記載しております。

なお、確定額は平成19年1月以降の取締役会にて決議の予定であります。

3 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	136,101	385,622	314,386
普通株主に帰属しない金額	百万円	9,590	11,642	19,152
うち(中間)優先配当額	百万円	9,590	11,642	19,152
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	126,511	373,980	295,233
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	30,819,722	30,843,933	30,819,874
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	9,590	11,642	19,152
うち(中間)優先配当額	百万円	9,590	11,642	19,152
普通株式増加数	千株	38,714,574	23,096,367	38,714,422
うち優先株式	千株	38,714,574	23,096,367	38,714,422
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。

※当中間連結会計期間に係る「(中間)優先配当額」については、予定額を記載しております。

なお、確定額は平成19年1月以降の取締役会にて決議の予定であります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1 劣後特約付借入金の期限前返済 平成17年10月3日付で、当社は株式会社りそなホールディングスからの劣後特約付借入金(株式会社整理回収機構の転貸資金)100,000百万円を期限前返済しております。</p> <p>2 優先出資証券の期限前償還 平成17年11月18日付で、当社の連結子会社は、その発行する優先出資証券250,730百万円を払込金及び経過配当相当額で期限前償還しております。</p>	—	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		1,498,973	5.32	606,072	2.21	1,169,691	4.13
コールローン		763,222	2.71	1,345,533	4.92	958,985	3.39
買現先勘定		—	—	6,998	0.03	—	—
債券貸借取引支払保証金		9,748	0.03	22,459	0.08	11,047	0.04
買入手形		100,000	0.35	—	—	35,300	0.12
買入金銭債権		19,219	0.07	8,842	0.03	17,857	0.06
特定取引資産	※8	783,522	2.78	385,688	1.41	651,839	2.30
有価証券	※1, 2,8	5,958,529	21.13	5,059,070	18.48	5,657,135	19.97
貸出金	※3, 4,5, 6,7, 8,9	17,346,797	61.50	17,974,837	65.67	17,993,501	63.50
外国為替	※7	76,666	0.27	69,569	0.25	75,717	0.27
その他資産	※8, 10	538,925	1.91	569,000	2.08	632,637	2.23
動産不動産	※8, 11, 12, 16	336,736	1.19	—	—	335,414	1.18
有形固定資産	※11, 12, 16	—	—	313,852	1.15	—	—
無形固定資産		—	—	8,186	0.03	—	—
繰延税金資産		3,447	0.01	247,661	0.90	—	—
支払承諾見返		1,186,512	4.21	1,132,420	4.14	1,166,874	4.12
貸倒引当金		△403,903	△1.43	△363,555	△1.33	△356,459	△1.26
投資損失引当金		△13,058	△0.05	△13,058	△0.05	△13,058	△0.05
資産の部合計		28,205,337	100.00	27,373,578	100.00	28,336,485	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	19,366,784	68.66	18,913,640	69.09	19,616,086	69.22
譲渡性預金		1,770,040	6.28	2,276,490	8.31	1,835,230	6.48
コールマネー	※8	2,375,895	8.42	1,812,211	6.62	2,271,922	8.02
売現先勘定	※8	248,997	0.88	47,975	0.18	240,480	0.85
売渡手形	※8	267,800	0.95	—	—	281,800	0.99
特定取引負債		47,002	0.17	49,310	0.18	74,383	0.26
借入金	※8, 13	325,027	1.15	374,046	1.37	155,027	0.55
外国為替		22,687	0.08	13,112	0.05	23,623	0.08
社債	※14	867,088	3.07	715,835	2.61	620,420	2.19
信託勘定借		411,602	1.46	385,484	1.41	426,112	1.50
その他負債	※10	191,109	0.68	236,257	0.86	299,028	1.06
事業再構築引当金		196	0.00	96	0.00	156	0.00
店舗チャンネル改革引当金		2,932	0.01	2,525	0.01	2,731	0.01
特別法上の引当金	※15	0	0.00	0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		—	—	—	—	24,733	0.09
再評価に係る繰延税金負債	※16	44,845	0.16	45,541	0.17	45,549	0.16
支払承諾		1,186,512	4.21	1,132,420	4.14	1,166,874	4.12
負債の部合計		27,128,520	96.18	26,004,947	95.00	27,084,161	95.58
(資本の部)							
資本金		279,928	0.99	—	—	279,928	0.99
資本剰余金		352,208	1.25	—	—	352,208	1.24
資本準備金		279,928		—		279,928	
その他資本剰余金		72,280		—		72,280	
利益剰余金		242,127	0.86	—	—	355,670	1.26
中間(当期)未処分利益		242,127		—		355,670	
土地再評価差額金	※16	62,397	0.22	—	—	63,306	0.22
その他有価証券評価差額金		140,155	0.50	—	—	201,208	0.71
資本の部合計		1,076,817	3.82	—	—	1,252,323	4.42
負債及び資本の部合計		28,205,337	100.00	—	—	28,336,485	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		—	—	279,928	1.02	—	—
資本剰余金		—	—	352,208	1.29	—	—
資本準備金		—	—	279,928		—	—
その他資本剰余金		—	—	72,280		—	—
利益剰余金		—	—	532,391	1.94	—	—
その他利益剰余金		—	—	532,391		—	—
繰越利益剰余金		—	—	532,391		—	—
株主資本合計		—	—	1,164,529	4.25	—	—
その他有価証券評価差額金		—	—	153,862	0.56	—	—
繰延ヘッジ損益		—	—	△13,055	△0.04	—	—
土地再評価差額金	※16	—	—	63,295	0.23	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	204,101	0.75	—	—
純資産の部合計		—	—	1,368,631	5.00	—	—
負債及び純資産の部合計		—	—	27,373,578	100.00	—	—

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		345,835	100.00	400,646	100.00	712,658	100.00
資金運用収益		197,390		218,804		413,846	
(うち貸出金利息)		(162,064)		(159,690)		(321,823)	
(うち有価証券利息配当金)		(23,827)		(35,659)		(60,352)	
信託報酬		3,908		3,756		7,575	
役務取引等収益		55,608		55,318		129,060	
特定取引収益		377		9,430		3,238	
その他業務収益		31,917		24,336		63,442	
その他経常収益	※1	56,632		89,000		95,495	
経常費用		223,589	64.65	257,202	64.20	458,088	64.28
資金調達費用		30,597		38,840		63,287	
(うち預金利息)		(9,328)		(13,791)		(19,192)	
役務取引等費用		24,066		19,999		62,608	
特定取引費用		94		278		202	
その他業務費用		6,565		27,992		26,265	
営業経費	※2	110,523		105,716		234,323	
その他経常費用	※3	51,740		64,375		71,401	
経常利益		122,245	35.35	143,444	35.80	254,570	35.72
特別利益	※4	20,734	5.99	11,904	2.97	48,694	6.83
特別損失	※5	2,468	0.71	704	0.17	3,008	0.42
税引前中間(当期)純利益		140,512	40.63	154,645	38.60	300,256	42.13
法人税、住民税及び事業税		△2,566	△0.74	△1,028	△0.25	△10,927	△1.53
法人税等調整額		7,440	2.15	△231,084	△57.68	△6,144	△0.86
中間(当期)純利益		135,638	39.22	386,757	96.53	317,328	44.52
前期繰越利益		105,480		—		105,480	
土地再評価差額金取崩額		1,009		—		1,010	
中間配当額		—		—		68,148	
中間(当期)未処分利益		242,127		—		355,670	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高(百万円)	279,928	279,928	72,280	352,208	355,670	987,808
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)					△210,048	△210,048
中間純利益					386,757	386,757
土地再評価差額金取崩					11	11
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)						
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	176,721	176,721
平成18年9月30日残高(百万円)	279,928	279,928	72,280	352,208	532,391	1,164,529

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	201,208	—	63,306	264,514	1,252,323
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△210,048
中間純利益					386,757
土地再評価差額金取崩					11
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△47,346	△13,055	△11	△60,412	△60,412
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△47,346	△13,055	△11	△60,412	116,308
平成18年9月30日残高(百万円)	153,862	△13,055	63,295	204,101	1,368,631

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間会計期間から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方と比べその他有価証券評価差額金は203百万円減少し、繰延税金資産は139百万円増加しており、税引前中間純利益は343百万円増加しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
5 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり、均等償却を行っております。	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり、均等償却を行っております。

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は380,188百万円であります。</p>	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は316,939百万円であります。</p>	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は347,374百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： 発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更) 従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： 発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： 発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更) 従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当中間期から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分して費用の減額処理等の対象としております。これにより前払年金費用が19,492百万円増加し、税引前中間純利益が同額増加しております。</p>		<p>これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当事業年度から未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分して費用の減額処理等の対象としております。これにより前払年金費用が20,993百万円増加し、税引前当期純利益が同額増加しております。</p>
	<p>(4) 事業再構築引当金 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>	<p>(4) 事業再構築引当金 同左</p>	<p>(4) 事業再構築引当金 同左</p>
	<p>(5) 店舗チャネル改革引当金 店舗チャネル改革引当金は、収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルを再構築するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>	<p>(5) 店舗チャネル改革引当金 同左</p>	<p>(5) 店舗チャネル改革引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(6) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(6) 証券取引責任準備金 同左	(6) 証券取引責任準備金 同左
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15,530百万円、繰延ヘッジ利益は24,407百万円であります。</p>	<p>価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は7,187百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は9,632百万円(同前)であります。</p>	<p>価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は10,177百万円、繰延ヘッジ利益は15,939百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(ハ)内部取引等 同左	(ハ)内部取引等 同左
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
11 連結納税制度の適用	当中間会計期間より株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	当事業年度より株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として連結納税制度を適用しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,381,686百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は471百万円、「社債」は471百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当中間会計期間より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※1 子会社の株式及び出資総額 19,359百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 33,475百万円</p>	<p>※1 子会社の株式及び出資総額 3,954百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p>
<p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は5,220百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p>	<p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は29,352百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p>	<p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は0百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当事業年度末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p>
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は7,982百万円、延滞債権額は266,567百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は12,517百万円、延滞債権額は246,032百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は7,106百万円、延滞債権額は218,994百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,943百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,575百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,405百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は258,560百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は206,216百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は253,908百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は548,054百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は472,342百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は488,415百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は249,154百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は243,591百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は253,432百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>248,977百万円</p> <p>有価証券 2,859,875百万円</p> <p>貸出金 220,153百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー</p> <p>155,000百万円</p> <p>売現先勘定 248,997百万円</p> <p>売渡手形 267,800百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券510,531百万円及びその他資産19,026百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は22,910百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,766百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>47,975百万円</p> <p>有価証券 1,989,095百万円</p> <p>貸出金 317,100百万円</p> <p>その他資産 1,697百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 60,930百万円</p> <p>コールマネー</p> <p>15,000百万円</p> <p>売現先勘定 47,975百万円</p> <p>借入金 245,300百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券656,428百万円及びその他資産4,708百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は18,155百万円、敷金保証金は17,530百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>240,475百万円</p> <p>有価証券 2,105,451百万円</p> <p>貸出金 205,663百万円</p> <p>その他資産 127百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 119,190百万円</p> <p>コールマネー</p> <p>135,000百万円</p> <p>売現先勘定 240,480百万円</p> <p>売渡手形 281,800百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券720,347百万円及びその他資産4,361百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は20,455百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は9,246百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,740,469百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,646,802百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,135,844百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,985,359百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,665,747百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,543,151百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。</p> <p>なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は25,149百万円、繰延ヘッジ利益の総額は34,319百万円であります。</p>		<p>※10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。</p> <p>なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は48,195百万円、繰延ヘッジ利益の総額は18,824百万円であります。</p>
<p>※11 動産不動産の減価償却累計額 141,132百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 140,833百万円</p>	<p>※11 動産不動産の減価償却累計額 141,135百万円</p>
<p>※12 動産不動産の圧縮記帳額 45,197百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 44,791百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 動産不動産の圧縮記帳額 45,037百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金317,120百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債には、劣後特約付社債833,288百万円が含まれております。</p> <p>※15 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>※16 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託529,290百万円であります。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金122,490百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※15 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>※16 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託488,427百万円であります。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金147,446百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※15 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>※16 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額17,699百万円</p> <p>17 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託528,222百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、 株式等売却益 29,946百万円 過去勤務債務償却益 17,991百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおり であります。 建物・動産 3,371百万円 その他 1,750百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 25,705百万円 貸出金償却 6,709百万円 を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、 株式等売却益 64,407百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおり であります。 建物・動産 3,341百万円 その他 909百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 20,215百万円 貸出金償却 9,408百万円 株式等売却損 26,292百万円 を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、 株式等売却益 61,051百万円 過去勤務債務償却益 17,991百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおり であります。 建物・動産 6,799百万円 その他 2,184百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 10,292百万円 貸出金償却 24,135百万円 株式関連デリバティブ取引に 係る損失 9,052百万円 を含んでおります。 なお、貸出条件緩和債権等を 有する債務者に係る貸出金償 却、債権売却損等のうち 6,672百万円については、キ ャッシュ・フロー見積法を適 用して計上した同債権に係る 貸倒引当金戻入益と相殺表示 しております。</p> <p>※4 特別利益には、 償却債権取立益 48,424百万円 を含んでおります。</p> <p>※5 特別損失には、 動産不動産処分損 2,267百万円 減損損失 740百万円 を含んでおります。</p>
<p>※4 特別利益には、 償却債権取立益 20,623百万円 を含んでおります。</p> <p>※5 特別損失には、 動産不動産処分損 1,825百万円 減損損失 642百万円 を含んでおります。</p>	<p>※4 特別利益には、 償却債権取立益 11,330百万円 を含んでおります。</p> <p>※5 特別損失には、 固定資産処分損 512百万円 を含んでおります。</p>	<p>※4 特別利益には、 償却債権取立益 48,424百万円 を含んでおります。</p> <p>※5 特別損失には、 動産不動産処分損 2,267百万円 減損損失 740百万円 を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>14,156百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>76百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,232百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>5,780百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>44百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,824百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>8,376百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,408百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>2,290百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>6,439百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,730百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>1,320百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,201百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>133百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	14,156百万円	その他	76百万円	合計	14,232百万円	動産	5,780百万円	その他	44百万円	合計	5,824百万円	動産	8,376百万円	その他	31百万円	合計	8,408百万円	1年内	2,290百万円	1年超	6,439百万円	合計	8,730百万円	支払リース料	1,320百万円	減価償却費相当額	1,201百万円	支払利息相当額	133百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>10,452百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,452百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>4,983百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,983百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>5,469百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,469百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>1,762百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>3,982百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,745百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>1,076百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>980百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>97百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	10,452百万円	その他	1百万円	合計	10,452百万円	動産	4,983百万円	その他	1百万円	合計	4,983百万円	動産	5,469百万円	その他	1百万円	合計	5,469百万円	1年内	1,762百万円	1年超	3,982百万円	合計	5,745百万円	支払リース料	1,076百万円	減価償却費相当額	980百万円	支払利息相当額	97百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>11,292百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,292百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>4,687百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,687百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>6,604百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,604百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>1,890百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>5,000百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,891百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>2,547百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,314百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>256百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	11,292百万円	その他	1百万円	合計	11,292百万円	動産	4,687百万円	その他	1百万円	合計	4,687百万円	動産	6,604百万円	その他	1百万円	合計	6,604百万円	1年内	1,890百万円	1年超	5,000百万円	合計	6,891百万円	支払リース料	2,547百万円	減価償却費相当額	2,314百万円	支払利息相当額	256百万円
取得価額相当額																																																																																																		
動産	14,156百万円																																																																																																	
その他	76百万円																																																																																																	
合計	14,232百万円																																																																																																	
動産	5,780百万円																																																																																																	
その他	44百万円																																																																																																	
合計	5,824百万円																																																																																																	
動産	8,376百万円																																																																																																	
その他	31百万円																																																																																																	
合計	8,408百万円																																																																																																	
1年内	2,290百万円																																																																																																	
1年超	6,439百万円																																																																																																	
合計	8,730百万円																																																																																																	
支払リース料	1,320百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	1,201百万円																																																																																																	
支払利息相当額	133百万円																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																		
動産	10,452百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	10,452百万円																																																																																																	
動産	4,983百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	4,983百万円																																																																																																	
動産	5,469百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	5,469百万円																																																																																																	
1年内	1,762百万円																																																																																																	
1年超	3,982百万円																																																																																																	
合計	5,745百万円																																																																																																	
支払リース料	1,076百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	980百万円																																																																																																	
支払利息相当額	97百万円																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																		
動産	11,292百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	11,292百万円																																																																																																	
動産	4,687百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	4,687百万円																																																																																																	
動産	6,604百万円																																																																																																	
その他	1百万円																																																																																																	
合計	6,604百万円																																																																																																	
1年内	1,890百万円																																																																																																	
1年超	5,000百万円																																																																																																	
合計	6,891百万円																																																																																																	
支払リース料	2,547百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	2,314百万円																																																																																																	
支払利息相当額	256百万円																																																																																																	
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16百万円</td></tr> </table>	1年内	14百万円	1年超	2百万円	合計	16百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>32百万円</td></tr> </table>	1年内	16百万円	1年超	16百万円	合計	32百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>85百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>96百万円</td></tr> </table>	1年内	85百万円	1年超	10百万円	合計	96百万円																																																																														
1年内	14百万円																																																																																																	
1年超	2百万円																																																																																																	
合計	16百万円																																																																																																	
1年内	16百万円																																																																																																	
1年超	16百万円																																																																																																	
合計	32百万円																																																																																																	
1年内	85百万円																																																																																																	
1年超	10百万円																																																																																																	
合計	96百万円																																																																																																	
リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。																																																																																																

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1 劣後特約付借入金の期限前返済 平成17年10月3日付で、当社は株式会社りそなホールディングスからの劣後特約付借入金(株式会社整理回収機構の転貸資金)100,000百万円を期限前返済しております。</p> <p>2 劣後特約付社債の期限前償還 平成17年11月18日付で、当社は連結子会社に対して発行した劣後特約付社債250,860百万円を額面で期限前償還しております。</p>	—	—

(2) 【その他】

信託財産残高表
資産

科目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	190,963	13.32	162,432	10.82
有価証券	0	0.00	0	0.00
信託受益権	1,908	0.13	1,132	0.07
受託有価証券	28	0.00	253	0.02
金銭債権	421,959	29.43	387,172	25.78
動産不動産	369,333	25.76	525,724	35.00
不動産の賃借権	—	—	3,582	0.24
土地の賃借権	4,030	0.28	—	—
その他債権	9,111	0.64	8,843	0.59
銀行勘定貸	411,602	28.71	385,484	25.67
現金預け金	24,822	1.73	27,222	1.81
合計	1,433,760	100.00	1,501,849	100.00

負債

科目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	583,952	40.73	531,892	35.42
財産形成給付信託	1,944	0.14	1,902	0.13
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	28	0.00	253	0.02
金銭債権の信託	444,891	31.03	406,009	27.03
土地及びその定着物の信託	168,253	11.73	151,411	10.08
土地及びその定着物の賃借権の信託	—	—	4,698	0.31
土地の賃借権の信託	4,962	0.35	—	—
包括信託	229,727	16.02	405,681	27.01
合計	1,433,760	100.00	1,501,849	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末75,822百万円、当中間会計期間末75,975百万円

3 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末187,534百万円のうち破綻先債権額は27百万円、延滞債権額は3,017百万円、3ヵ月以上延滞債権額は339百万円、貸出条件緩和債権額は21,736百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は25,119百万円であります。

4 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末162,097百万円のうち破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は3,314百万円、3ヵ月以上延滞債権額は139百万円、貸出条件緩和債権額は20,513百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は24,014百万円であります。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 自 平成17年4月1日
(第4期) 至 平成18年3月31日 | 平成18年6月29日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 訂正発行登録書
平成17年11月28日付社債の募集に係る発行登録書の
訂正発行登録書であります。 | 平成18年6月29日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 茂 夫 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯 浅 敦 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 豊 ㊞

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古 澤 茂 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ㊞

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 会計処理基準に関する事項(7)退職給付引当金の計上基準に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用している。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深 田 建 太 郎		Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 茂 夫 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯 浅 敦 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 豊 ㊞

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古 澤 茂 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ㊞

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項6. 引当金の計上基準(3)退職給付引当金に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用している。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深 田 建 太 郎		㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。